

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の27第1項	特例障害児相談支援給付費の支給	障がい福祉課

- 1 審査基準は、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、盛岡市児童福祉法施行細則（平成12年規則第31号）、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」を基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。